

参考資料5

学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の 安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する施 設・設備及び防火、防災、 防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、 生徒又は学生が通常使用す る施設及び設備の異常の有 無について系統的に行わなけ ればならない(規則28条第1 項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用す ると思われる校地、運動 場、教室、特別教室、廊下、 昇降口、ベランダ、階段、便 所、手洗い場、給食室、屋 上など	明確な規定はないが、各学校 の実情に応じて、上記(規則 28条第1項)に準じて行われ る例が多い
臨時的 安全点検	必要があるとき *運動会や体育祭、学芸会や 文化祭、展覧会などの学校行 事の前 *暴風雨、地震、近隣での火災 などの災害時 *近隣で危害の恐れのある犯 罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を 設定	必要があるときは、臨時に、安 全点検を行う(規則28条第2 項)
日常の 安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活 動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点 検を行い、環境の安全の確保 を図らなければならない(規 則29条)